

別紙

平成31年度教育課程研究指定校事業 前年度との主な変更点について

1. 委嘱事業から委託事業へ変更されます。

従来、当研究所から委託先に経費を支出する際、「(目)諸謝金」による委嘱事業として実施しておりましたが、今回からは、支出科目「(目)教育政策調査研究委託費」により支出する委託事業に変更されます。なお、委託決定の際は「委託契約書」を締結します。

2. 必要経費の内訳資料を、応募の段階で御提出頂きます。

従来、指定校内定の後に御提出頂いておりました必要経費の内訳について、今回からは、様式「経費積算見込表」により応募の段階で御提出頂きます。

3. 公募の際、外部委員による審査を実施します。

従来は、委託先を決定する際、当研究所の所内外の審査員により審査を実施しておりましたが、今回からは、外部委員(文部科学省及び当研究所の職員(元職員を含む)以外の者)による審査を実施することとなります。

4. 研究協議会出席旅費の支出方法が変わります。

従来、各指定校における事業費に加え、毎年2月に開催する研究協議会へ委託先関係者が出席する際の旅費を上乗せして委託先に経費を支出しておりましたが、今回からは、研究協議会へ委託先の関係者が出席する際の旅費は、別途支出することとします(事務手続の詳細は後日連絡)。前述の「経費積算見込表」についても、各指定校における事業費のみで作成していただきます。

5. 各年度の経費執行の開始可能時期が変わります。

従来、5月上旬(平成30年度は5月8日)に委嘱決定を行い、6月下旬(平成30年度は6月21日)に委嘱金額の決定を行っておりました。経費執行の開始可能時期については、5月上旬でしたが、今回からは、委託契約の締結を行う6月上旬となります(経費執行を伴わない活動については、それ以前に開始できます)。

6. 事業実施年度途中で「部分払い」ができなくなります。

従来、事業年度の途中において、必要に応じて執行済みの事業費をお支払いすることができましたが、今回からは、事業費のお支払いは、事業終了後に「額の確定」を行った後のみとなります。

7. 領収書等の根拠書類の写しを御提出頂きます。

従来、委託先において保管いただいている領収書等について、その写しを当研究所へ御提出いただく必要はありませんでしたが、今回からは、事業終了後に「収支精算書」とともにその写しを御提出いただく必要があります。